

第13回協議会の意見に対する対応

協議資料 1
第14回 栗東市空家等対策協議会
令和7年2月14日

意 見（ご意見シート含む）	対 応
<相談体制> ①相続などの専門分野は、行政書士や司法書士などが対応するとして、気楽に相談できるような場所として市の相談体制が充実すれば、空き家が減っていくと思う。 ②空家相談の伴走支援は市だけではできない。 ③相談体制の整備という文言が多くあるがどう整備するのかわかりにくい。 ④改定計画の中に、市が中心としたネットワークが広がる体制の図を入れるとわかりやすくなると思う。	空家相談を関係団体等と連携を強化しながら、相談体制の充実を図っていきたい。 計画に右記のページを追加する。
<相談会、市民講座> ①所有者が亡くなるまで放置されるということを防ぐことが大切。家や土地を将来どうするのかを、事前に考えていただく機会を設けていく必要がある。 ②各コミセンに空き家の相談会を月一日くらい開催してはどうか。（終活、相続の相談もできれば） ③地域に入って相談窓口をわかりやすく設けるべき。	テーマを工夫しながら市民講座を継続的に実施。 広く市民に周知し、空家所有者のみならず、空家化予防の啓発を行っていく。 各地域にて相談会を実施し、気軽に空家に関する相談ができる機会を作っていく。
<所有者意向調査> 所有者の意向調査で「利活用をするうえでの支援」の選択肢として取り壊し費用があったが、利活用の支援として除却を含めるべきなのか、疑問に思う。	R7の意向調査にて、調査項目の文言を精査する。
<市街化調整区域> 調整区域の法規制が複雑で利活用が難しい状況にある。バンク登録により規制が緩和されたり、相談しやすくなるなど、バンク登録によるメリットをしっかりと周知していくべきでは。	バンク登録による開発許可制度のメニューが使える場合等、許可事例がまだないため周知が不十分であるが、周知方法を検討していく。

●地域での空家相談の実施

相談会

「うちの相談会」

日 時：令和6年12月19日

11：30～12：30

場 所：コミセン治田西図書室

相談員：職員、谷田氏（委託）

相談数：2件

内 容：重い絨毯の処分
借主死亡後の残置物



相談会

「空き家なんでも相談会」

日 時：令和7年3月12日(水)

10：00～11：00

場 所：コミセン葉山東集会室

相談員：職員、谷田氏（委託）

加藤委員、斎藤委員

市民講座

「空き家の家財処分」

日 時：令和7年3月8日(土)

14：00～15：30

場 所：栗東市役所第1会議室

講 師：栗東総合産業(株)

内 容：利活用を始めるきっかけとして、
家財の処分について講義いただく。

●空家相談の拡充に関するまとめページの追加

（2）空家相談の充実

・各関係団体や民間事業者等と連携し、市民や空家等所有者への相談体制を充実します。

空家相談に関する課題

- 困難な状況になってから相談される
- 市役所で待っていても相談者は来ない
- 困りごと毎に提供できる情報が不十分
- 相談後の状況が把握できない

課題解決に向けた相談体制の充実

- ① 空家になる前の相談
- ② 相談機会の充実
- ③ 空家利活用のサポート
- ④ 地域の実情に応じた相談
- ⑤ 関係団体等との情報連携による体制の見直し

空家相談に関する取組

連携による相談機能の強化



情報提供による相談機能の強化

- ・ホームページ情報の充実（AI シミュレーター、空家セミナーのテキスト化、空家の活用事例など）
- ・配布できる情報の充実（住まいのエンディングノート、本市の空家に関する情報ガイドブックの作成、民間事業者の情報など）

継続的な相談機能の強化

- ・伴走型の支援（空家カルテの作成など）